

持続可能な地域医療体制の確保に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

高齢化の進展等によって医療需要の高まりが想定される我が国において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するためには、持続可能な医療提供体制の確保が不可欠であり、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、医療機関の経営は、物価高騰に伴う医薬品、診療材料等の仕入れに係る消費税負担の増大等を背景に、一段と厳しい状況に置かれているが、昨年6月の診療報酬改定では、こうした現場の実態が十分に考慮されたとは言い難い。

また、地方においては、医療人材の不足に加え、地域間及び診療科間の医師偏在も課題となっている中、過疎地域等では常勤医が確保できず、体制の維持が困難となる事例もあり、将来にわたる効果的・効率的な医療提供の実現に向けて、担い手確保についても一層の対策強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域医療体制の確保により、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療機関の消費税負担について、診療報酬による補てんを維持した上で、それを上回る仕入消費税額の負担が生じる場合には超過額の還付、公定価格の引上げ等、新たな対策を検討すること。
- 2 医療人材の安定的な確保に向けて、十分な財政措置を講ずるとともに、支援の更なる充実を図ること。